

2020年度 事業計画書

第5期科学技術基本計画において「技術士制度について、産業界での活用が促進されるよう、時代の要請に応じた見直しを行う」と謳われた。このことより文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会（第9期平成29年3月～平成31年2月）では、①技術士の国際的通用性確保、②活用促進・普及拡大、③継続研さん・更新制の導入、④技術士補制度の見直し・IPD制度の整備・充実、⑤技術士試験の適正化、⑥総合技術監理部門の位置づけの明確化の議論が進められ、当面重点的に取組むべき項目が提示された。第10期（平成31年3月～令和3年2月）においてはこれらの項目の議論が進められている。このような動向を背景に本会では、資格のより一層の活用に資する制度改革並びに特に産業界での活用促進について検討を進めていく。

今後、資格の活用や国際同等性に関連して技術士CPDはますます重要なことより、継続研鑽（CPD）の取り組みをさらに推進するため、全国大会を利用した部会と地域組織活動の連携、昨年度に引き続き“現役若手世代”会員に向けたCPD活動への支援によるCPD活動への支援を推進する。併せて、技術士を目指す若年層に対して、「技術士に求められる資質（コンピテンシー）」獲得のための初期能力開発（IPD）への支援も検討する。

技術士や本会の知名度向上並びに活用促進への取り組みとしては、地球温暖化やSDGsなどに関する社会的課題の解決に寄与できる技術者並びに技術者集団であることをアピールするとともに、科学技術イノベーションの推進役として活躍する技術士の姿を分かり易く発信していく。

財政面では一般会計、特別会計とともに収支は安定化してきたものの、健全で磐石な組織運営のためには、一般会計面では近年その伸びが鈍化している会員数の一層の拡大のため、入会促進に加え退会防止を図ることにも、本会組織を挙げて積極的に取り組む。なお特別会計では今後の自然災害等による不測の事態を想定し経費面でも考慮する。さらに将来的に想定される少子化に備え、技術士制度広報の充実・強化を図ることとする。

I 一般事業

1 技術士及び技術者の倫理の啓発

改正技術士法（平成12年）、「技術士プロフェッショナル宣言」（平成19年）、及び公益社団法人としての本会の新たな定款の内容と共に、平成23年3月に「技術士倫理綱領」を制定した。この理念を広く会員のみならず技術士全般への浸透、及び広く社会に発信するため、引き続き外部に向けたシンポジウムなどを開催し技術者倫理の啓発に努める。さらに技術者倫理に関する活動を行う会員に対し、情報提供、連携などの支援を行う。

- (1) 技術者倫理に関する公開シンポジウムなどの開催
- (2) 技術者倫理に関する会員の活動状況の把握・情報交換の促進、技術者倫理ワークショップなど研究会の開催
- (3) 月刊「技術士」での技術者倫理シリーズの企画など、技術士倫理の理解促進活動の推進
- (4) 日本工学会技術倫理協議会への委員派遣等関連学協会の技術者倫理啓発活動や調査研究

活動への積極的な参画、並びに社会における技術者倫理事例の調査、検討

- (5) 技術士が行う技術者倫理講義用教材の検討、共有
- (6) 「技術士倫理綱領」改定にかかる検討

2 技術士の資質向上

技術士法では、技術士の資質向上（資格取得後の継続研鑽（CPD））が責務とされ、CPDは本会の基本事業の一つに位置づけられている。よって、本会は、会員のみならず広く技術士全般に対するCPDの啓発を、関連する学協会とも連携し促進する。CPD活動を技術士や社会のニーズに応じた体系化の下に進め、魅力ある講座の提供に取り組むとともに、特に各地域の会員のCPD実施機会の増加を目指した施策を実施する。また、「社会に評価されるCPD制度」を確立するため、CPD審査を実施すると共にCPD登録の一層の促進を図る。

- (1) 「技術士CPD中央講座」、「技術士CPDミニ講座」、「技術士CPD・技術士業績・研究発表年次大会」、「技術士フォーラム」、「新春記念講演会」などの開催
- (2) 地域組織・部会における講演会や見学会の活性化に向けた支援（とりわけ現役若手世代会員による同世代に向けたCPD行事実施への支援強化の継続）のほか、「北東3地域本部技術士交流研修会」及び「西日本技術士研究・業績発表大会」の開催
- (3) 全国の会員が閲覧可能となるよう地域組織・部会・委員会が企画する講演内容の収録、本会ホームページへの掲載促進及びCPD教材の充実と会員向け無料WEB掲載の推進
- (4) インターネットを利用した講演会同時視聴の一層の促進とその適正な運用規程の検討
- (5) 会員の相互参加などによる学協会との連携の促進、大学など教育機関との連携などによるCPD機会の拡大と内容の充実
- (6) 未入会技術士に対しての本会ホームページでのCPD行事情報の提供及び入会促進
- (7) CPD行事への参加申し込みからCPD記録の登録・審査まで一貫した管理が可能なPe-CPDシステムの運用、CPD記録の登録促進
- (8) CPD登録証明書発行制度の円滑な運用、CPD登録内容の的確な審査の実施及びCPD認定会員制度の普及に向けた検討
- (9) CPDの実施機会の一層の拡大及び円滑な登録を図るため、一部見直しを行った「技術士CPDガイドライン（第3版）」の広報及び運用
- (10) 本会が発行するCPD登録証明書の活用や技術士CPD制度の企業などにおける活用など技術士CPDについての理解を広めるための方策の検討

3 技術士制度の普及・啓発（資格活用の促進）

技術士制度の普及・啓発のために、行政機関や産業界、教育界での活用促進を働きかける。新たに設置した技術士資格活用委員会が中心となり、技術士の活用及び技術士制度に関する調査・提言並びに広報活動を行う。また技術士全国大会や地域での企業、教育機関や公的機関との交流会や地域組織・部会が開催する研修会・講演会などを広く社会に公開し、技術士及び技術士制度の普及を図る。

- (1) 国、地方自治体、地域の業界団体などを対象にした技術士の活用及び技術士制度に関する調査
- (2) 上記の調査結果を踏まえた関係機関への技術士の活用及び技術士制度の普及に関する提言や働きかけ
- (3) 「第47回技術士全国大会」（中部本部・名古屋市）、「地域産学官技術士合同セミナー」

- (北海道、北陸、中国、四国の各地域本部)、「技術士試験合格者祝賀会」(統括本部、各地域組織、各部会)、地域産業活性化に向けた研究会(各地域組織)などの開催
- (4) 本会創立70周年記念大会となる2021年技術士全国大会の企画推進
- (5) 女性技術士及び女性会員の増大に向けた男女共同参画推進活動の展開

4 会員の社会的活動への支援

社会における技術ニーズと会員との結びつけをさらに強めるため、行政、関係諸機関・団体との連携をより強化するとともに、研修会やホームページを通じ、技術ニーズに関する情報提供と共に会員側の対応力を増進し、会員の社会貢献機会の拡大に努める。

また、会員の専門技術を生かし、地域社会や青少年に向けた科学技術に関するコミュニケーションの促進など、科学技術振興支援事業を継続して行う。さらに、科学技術全般にわたる高度な専門技術者の集団である本会の特性を活かし、裁判所からの依頼に対する司法支援の他、地域防災支援、工事監査支援などの行政支援活動を継続する。

- (1) 国、地方自治体、業界団体などへの技術士の活躍範囲の拡大に向けた、地域組織・部会による働きかけ
- (2) 技術ニーズに関わる諸機関・団体との交流及び連携の強化並びにホームページを通じた技術ニーズに関する情報提供の強化
- (3) 技術士業務開業研修会や会員の技術指導力向上を目的とした研修会、事例発表会及び海外技術協力実務講習会等の開催
- (4) 地域社会へ向けたサイエンスカフェなどにおける科学技術コミュニケータ及び教育現場での理科教育支援を通した科学技術振興支援活動の推進
- (5) 科学技術行政施策(科学技術週間、サイエンス・インカレ、サイエンスアゴラなど)への積極的な参画
- (6) 行政機関との防災・減災協定を基本とした平時からの地域住民の防災意識向上活動や防災訓練への参加、国や自治体などが推進する震災対策技術普及事業などへの参画、「防災週間」に合せた防災普及活動の実施など
- (7) 裁判所からの専門委員の推薦や技術鑑定などの依頼に対する協力(司法支援活動)の実施
- (8) 行政に対する支援としての地方自治体の工事監査などにおける技術調査の実施
- (9) “技術士の様々な社会活動に日をあてる”ための事例発表などを通した会員による社会活動の活性化及び外部に向けた広報

5 技術系人材の育成

技術士資格取得を目指す修習技術者(技術士第一次試験合格者及びJABEE認定課程修了者)が、IPD*を通して基礎的な技術能力を高めて行けるように修習活動の支援を進める。また大学などの教育機関に対し技術士活動の広報と技術士制度の普及啓発を図る。

* IPD(Initial Professional Development、「技術士となるための初期の能力開発」……H28年12月22日科学技術・学術審議会技術士分科会「今後の技術士制度の在り方について」)

- (1) IPDの内容及びそのあり方の検討
- (2) 修習技術者に向けた修習技術者ガイドブック(第3版)の普及(講習会の開催など)、修習支援プログラムとその支援方法・体制の整備、充実、及び準会員への入会促進
- (3) 修習技術者向けガイダンス、研修会、発表会などの開催
- (4) 各地域組織での修習技術者向け研修会の開催回数を増やすとともに、インターネットを

活用した研修機会の地域格差是正への取組み

- (5) 大学・高専などの理系教育機関に対する技術士及び技術士制度についての組織的な広報の強化、特に女子学生、非建設系の一般在学生、教職員などに対する説明会の開催、並びに説明員の強化

6 国際交流及び国際協力活動

技術を通じた国際交流や国際協力は、技術士が国際社会に貢献する上で重要な活動である。日韓技術士交流委員会、海外活動支援委員会、青年技術士交流委員会や地域組織など本会の国際活動の総合的調整、統括を国際委員会で所掌すると共に国際活動検討タスクフォースにおける今後の国際活動のあり方についての検討を踏まえた対応を行う。

- (1) APEC エンジニア及び IPEA*国際エンジニアの審査登録の実施、及びこれらの国際的資格の運用に関する相互レビューへの協力及び対応
- (2) IEA*（国際エンジニア連合）や FEIAP*（アジア・太平洋地域技術者協会連合）における活動を通して、加盟技術者団体及び教育機関などとの交流・協力の促進
- (3) EA*（オーストラリア技術者協会）、中国国家外国專家局、台湾経済部及び英國機械技術者協会との協定に基づく交流の促進検討
- (4) 「第 50 回日韓技術士国際会議」(仙台市)の開催、日韓技術士交流促進に向けた調査・研究
- (5) 青年技術士交流実行委員会による ASEAN 諸国・地域の若手技術者との交流の継続
- (6) 国際協力機構、日本貿易振興機構、中国国際人材交流協会、中国科学技術交流中心、韓日産業・技術協力財團などが実施している専門家派遣などへの支援及び協力関係の構築
- (7) 技術士パーソナルデータベースの運用と海外からの技術的対応者の紹介依頼への対応
- (8) 本会の各組織による国際活動に関する情報の全体的集約と管轄及び支援の検討

* IPEA (International Professional Engineers Agreement) 、

FEIAP (Federation of Engineering Institutions of Asia and Pacific) 、

EA (Engineers Australia) 、 IEA (International Engineering Alliance)

7 情報発信・連携の強化

本会の目的を達成し会の発展を目指すためには、技術士制度の社会への浸透が不可欠であり、本会及び本会会員による「社会に向けた情報発信」は重要である。そのために、多様な形態による広報活動のあり方について検討を継続し、成案を得たものから順次実施する。

また、会員に向けた情報発信機能の強化と統括本部、地域組織、部会相互の情報連携のために、会報における広報内容充実及び利用しやすいホームページの追求を図る他、インターネットを利用した情報システムの円滑な運用を図る。

さらに、本会活動活性化、会員拡大のために、関連学協会との連携促進の他、関連する技術士団体との情報交換などを通じた「緩やかな連携」の構築を進める。

- (1) 技術士制度についての産学官への情報発信、技術者の育成に向けた関係学協会との連携
- (2) 技術士資格の取得及び本会への入会について広く理解を得るための企業、業界団体や技術士による各種団体に対する広報活動の検討継続
- (3) トップページの改善に続き本会組織全体のホームページの再確認による訴求力ある対外的広報活動の推進、本会の各種行事や社会活動などの外部への積極的な情報発信
- (4) 月刊『技術士』の発行及びホームページでの既刊号閲覧システム (Pe-book) の充実

- (5) 月刊『技術士』を補完するホームページ上の広報（Pe-プラス）の定着
- (6) 会員の基本情報、技術士業務の経歴、防災支援、技術者倫理、司法支援などに関する会員の活動実績を登録し担当委員会での活用を可能とするパーソナルデータベースの充実
- (7) ホームページでの会員専用コーナー、同報メールシステムの活用による提供情報の充実、及びインターネットを利用した各種情報システムの運用
- (8) 各委員会・地域組織・部会における活発な情報発信及びホームページの維持管理
- (9) 月刊『技術士』などの配達に代わりホームページでの閲覧を希望する会員への対応

8 組織運営の強化

地域本部長会議、支部長会議、部会長会議などの的確な運用と共に部会における全国的な活動の活性化を通じて地域組織と部会間の一層の連携を図るとともに各委員会による事業運営の充実を進め、正会員、準会員、賛助会員の拡大を図る。さらに本会事業の全国的な展開を一層きめ細かく進めるため、会員における地域的な活動を強化、支援する。

- (1) 総務委員会の管轄の下、関東甲信地域における8県支部の的確な事業運営実施に向けた支援
- (2) 地域本部管轄地域における会員のきめ細かな地域活動の活性化を目的とした県単位での支部組織の整備と地域本部による的確な管轄の実施
- (3) フェロー認定の運用等による会員顕彰制度の充実
- (4) 賛助会員企業内技術士に向けた本会活動への理解促進及び入会への協力依頼
- (5) 企業内技術士会や出身大学別の技術士会などとの「緩やかな連携」の推進
- (6) 公益社団法人として求められる法人格バナナス面からの的確な本会運営の対応
- (7) インターネットを効果的に利用した各部会における全国的連携活動の一層の推進
- (8) 定時総会における正会員の利便性の向上、円滑な運営を目指したインターネットを活用した議決権行使システムの利用拡大
- (9) 役員候補者選出選挙などの効率的運営のためのインターネットによる立候補及び投票システムの円滑な運用

9 大規模自然災害に対する防災・復興支援活動

大規模自然災害の被害を最小化するための技術について、普及促進を図るための活動を行う。さらに、大規模自然災害発生時において本会及び会員、準会員の資質及び本会組織を活かした復旧・復興支援を行うための活動を行い、被災者や被災地の支援に貢献する。

10 技術士制度改革および科学技術政策への取組み

文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会及び制度検討特別委員会での審議を踏まえ本会としても技術士制度のあり方について積極的に検討を行い、その成果については広く発信を行うとともに、我が国の科学技術政策に対して発言する団体としての役割を果たす。

- (1) 文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会、制度検討特別委員会及び各作業部会への積極的な対応
- (2) 本会の技術士制度検討委員会の継続設置による、資格更新についての制度運用やCPDの仕組みについての検討
- (3) 技術士資格活用委員会を中心とした、技術士の活用及び普及拡大に関する調査・提言
- (4) 上記の検討結果に関する積極的な発信

1.1 受託事業への対応

本会における業務受託は、本会の目的にかない公益法人としての社会への貢献を基本とし、国、地方自治体からの各種審査、調査などの受託事業のほか関係機関などからの委託を受けた事業に対応する。

- (1) 国、独立行政法人における調査及び監査業務など
- (2) 地方自治体における工事などの監査に伴う技術調査に関する業務
- (3) 地方自治体における積算など検査業務、建造物設計審査業務、防災に関わる点検業務など
- (4) 官公庁及びその関連機関などが実施している助成金交付申請に係る審査業務
- (5) 地方自治体などの技術系職員採用試験問題の作成、採点など業務
- (6) 国、地方自治体、関係機関などにおける技術者倫理面での職員教育の支援業務

II 指定事業

1 技術士試験の実施

技術士試験の実施にあたっては、各地域組織、大学などの協力を得つつ、正確、公正を旨とした試験を適正かつ確実に実施する。

第二次試験については試験制度改正に伴い、令和元年度よりコンピテンシーに基づく新たな試験内容、試験方法により実施された。引き続き、改正の趣旨に沿った試験問題の作成及び公正な採点を期すため、より一層試験委員と緊密な連携を図り、適正な試験実施に努める。

- (1) 技術士第一次試験の試験事務
- (2) 技術士第二次試験筆記試験の試験事務
- (3) 技術士第二次試験口頭試験の試験事務

2 技術士登録などの実施

技術士及び技術士補の新規登録、登録事項変更届及び登録証明書発行など事務の迅速化を図り、申請者などへのサービス向上に努める。

- (1) 技術士及び技術士補の登録事務
- (2) 技術士及び技術士補の登録証明書発行などの事務

3 技術士試験制度などの広報活動

大学・高専・学協会などが実施する試験制度の説明会などに対し、各地域組織、関連委員会などの協力により推進するとともに、試験制度改正に伴う試験方法の変更内容等について引き続き本会ホームページ等により普及啓発を進め、受験者などに周知を図る。

- (1) 技術士試験制度の広報活動
- (2) 技術士試験実施に係る広報活動

4 試験・登録事務の改善、強化

試験・登録事務については、適正かつ効率的な試験・登録を実施していくため引き続き業務の正確化・合理化を図るとともに、財政の改善に努め、適切な事業運営を図ることとする。

また、技術士試験に係る諸課題などについては、技術士分科会などに積極的に協力するとともに、必要となる資料などを提供していくこととする。

5 その他

令和元年度第一次試験については、台風 19 号により、一部試験地において試験が中止となつたが、文部科学省の技術士分科会試験部会において再試験実施の方針等が審議され、了解されたところである。これを踏まえて、令和 2 年度についても、必要な措置を行うこととする。

以上